

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から48年3月まで
② 昭和57年4月から63年6月まで

申立期間当時、私は、建設業を経営しており、社会保険事務所（当時）から社会保険への適用を何回も促されていたが、私から社会保険事務所に対して、「国民年金に加入しているのでしばらく待ってほしい。」というやりとりをしたことを記憶している。当時、事務の事務をしていた労務事務所も当時の経緯を把握しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、当該期間直後の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を49年2月27日に納付し、48年7月から49年3月までの国民年金保険料を49年7月22日に納付書で一括納付していることが確認できるところ、一括納付の時点では、当該期間の大半の期間については、時効消滅前の期間であるにもかかわらず、当該期間よりも国民年金保険料額が高額な期間の保険料を納付して当該期間の保険料を未納のままとしておくのは考え難い上、申立人は、当該期間直前の46年4月から同年6月までの国民年金保険料を申立期間中の47年(月日は不明)に納付していることが確認できることから、当該期間については、納付されていたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人が申立期間②の国民年金に係る事務を依頼していたと説明する労務事務所に確認しても申立人の当時の国民

年金保険料の納付状況は不明としており、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から43年3月まで
③ 昭和46年7月から48年3月まで
④ 昭和57年4月から63年6月まで

申立期間①及び②については、亡くなった私の両親が私の国民年金保険料を納付しており、当時の両親の収入を考えると、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間③及び④については、私の夫が、建設業を経営しており、社会保険事務所（当時）から社会保険への適用を何回も促されていたが、私の夫が社会保険事務所に対して、「国民年金に加入しているのでしばらく待ってほしい。」というやりとりをしていたことを記憶している。当時、事務の手續を依頼していた労務事務所も当時の経緯は把握しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月1日以降に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録により申立期間に近接した37年5月から38年3月までの国民年金保険料が平成21年10月13日付けで追加処理されていることが確認でき、当時の事務処理に不適切な点が見受けられる。

また、申立期間③については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、

当該期間直後の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 49 年 2 月 27 日に納付し、48 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を 49 年 7 月 22 日に納付書で一括納付していることが確認できるところ、一括納付の時点では、当該期間の大半の期間については、時効消滅前の期間であるにもかかわらず、当該期間よりも国民年金保険料額が高額な期間の保険料を納付して当該期間の保険料を未納のままとしておくのは考え難い上、申立人は、当該期間直前の 46 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を申立期間中の 47 年(月日は不明)に納付していることが確認できることから、当該期間については、納付されていたと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②については、町の被保険者名簿により、当該期間直後の期間の昭和 43 年 4 月から 44 年 1 月までの国民年金保険料を 44 年 1 月に一括納付していることが確認され、その時点で、当該期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間④については、申立人が申立期間の国民年金に係る事務を依頼していたと説明する労務事務所に確認しても申立人の当時の国民年金保険料の納付状況は不明としており、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人及びその両親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっているため、国民年金保険料の納付状況等が不明であるなど、ほかに申立期間②及び④の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 46 年 7 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和44年1月15日、資格喪失日は同年5月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年5月まで

私は、A社に入社した昭和44年1月から同年5月までの間、同社で勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

一方で、今回の申立てに先立つ平成21年9月になって、社会保険事務所（当時）から、私の生年月日とは1日ずれているものの、同姓同名で申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録があるとの説明があった。

同社には申立期間当時、私と同姓同名の者は他にいなかったもので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間をすべて含む昭和44年1月15日から54年8月20日までの期間について、申立人の生年月日とは日付が1日相違するものの、申立人と同姓同名で、かつ、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、A社が保管する「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」等でも、当該事業所が、前出の被保険者名簿の加入記録どおりの届出を社会保険事務所に対し行っていることが確認できる上、当該事業所では、「基礎年金番号に未統合となっている記録は、申立人の記録と思われる。」と供述している。

さらに、申立人が挙げた元同僚は、申立人の入社の際の経緯に関する事情を覚え

ているとした上で、「申立人と同姓同名の従業員は、申立期間当時、申立人だけであったことは間違いない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められるところ、申立人の申立て内容及び申立人のオンライン記録等により、申立人は、昭和44年5月28日に共済組合の組合員として加入していることが確認できることから、同日以降においては、申立人は、申立事業所に勤務していなかったと認められる。以上のことから、事業主は、申立人が、44年1月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、資格喪失日については、同年5月28日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

鹿児島厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年12月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、49年10月は6万円、同年11月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から同年12月3日まで

私は昭和48年8月から56年3月までの間、A社及び関連会社のB社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、給料賃金支払票では、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報から、申立人が、昭和48年8月21日から49年9月30日まではA社、同年10月1日から56年3月20日まではB社（平成12年5月2日付けでC社に名称変更）に、継続して雇用されていたことが確認できる。

また、申立人が保管する給料賃金支払票（支給元を示す会社名は不明）から、申立期間を含む昭和48年9月分から56年8月分まで、申立人の毎月の給与から継続して厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社及びC社に係る商業登記簿謄本等では、申立ての両事業所は申立期間中、所在地が同じであるとともに、複数の元役員も重複していることから、同一グループであったと認められる上、申立人及び元同僚は、申立期間当時の両事業所に係る経理事務は、同一の担当者が行っていたと供述している。

加えて、現存するC社が保管するB社に係る「厚生年金保険任意包括適用認可に係る通知書」により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間直後の昭和49年12月3日であることが確認できることを踏まえると、申立期間における厚生年金保険料の控除については、A社に係る厚生年金保険の被保険者として行われていたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間中、引き続きA社に係る厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給料賃金支払票の給与支給総額から、昭和49年10月は6万円、同年11月は7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社が申立人の資格喪失日を昭和49年9月30日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 615

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
申立期間については、実家に集金に来た市役所の職員に、私の父親が私の国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料を実家に集金に来た市役所の職員に納付したと主張しているが、申立期間の大半については、申立人とその父親が居住していた市は異なっていることが戸籍の附票により確認でき、申立人の父親が、その居住地（実家）で申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認され、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、既に死亡しているため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人には、申立期間以外にも国民年金保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで

私は、昭和45年12月に結婚後、間もなく国民年金に加入し、夫婦一緒に国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月28日以降に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部の期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、国民年金保険料と一緒に納付していたとするその妻も申立期間の国民年金保険料は未納とされていることが確認でき、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月まで

私は、夫の転勤に伴い、昭和 48 年 8 月に住民票の異動届と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を隣人と一緒に町支所で納付していたことを記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳により、昭和 51 年 7 月 22 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点では、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月ごろから同年 12 月ごろまで
② 昭和 42 年 8 月ごろから 43 年 9 月ごろまで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に勤めていたにもかかわらず、各申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、いずれの期間も、1年間程度、申立事業所の社員寮に入って、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が挙げる元同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立事業所は昭和 49 年 5 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、その妻は、申立期間①当時の関係資料も保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、及び保険料の控除状況は不明としている。

また、申立人が挙げる元同僚を始め、複数の元同僚からの聴取結果においても、申立てに関する供述を得ることはできなかった。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、申立人が挙げる元同僚の供述から、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立事業所は昭和 46 年 3 月 5 日付けで厚生年金保険の適用事業所

ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、その妻は、申立期間②当時の関係資料も保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、及び保険料の控除状況は不明としている。

また、申立人が挙げる元同僚を始め、複数の元同僚からの聴取結果においても、申立てに関する供述を得ることはできなかった。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

なお、雇用保険の被保険者情報では、両申立期間における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。